

令和7年度の 後期高齢者医療保険料 について

令和7年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

令和7年度 保険料率		
A	均等割額	59,200円
B	所得割率	11.55%
C	賦課限度額	80万円

保険料の計算方法(令和7年度)

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

$$\begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ \text{上限(賦課限度額C)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{①均等割額} \\ 59,200円 A \end{array} + \begin{array}{c} \text{②所得割額} \\ \text{前年所得}^* \times \text{所得割率 B} \end{array}$$

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

《均等割額の軽減》

◆世帯の状況に応じて下表のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得（世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計）が下記に該当する世帯
7割	「基礎控除額（43万円） + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を越えない世帯
5割	「基礎控除額（43万円）+ 30.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を越えない世帯
2割	「基礎控除額（43万円）+ 56万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を越えない世帯

【問い合わせ】

津久見市健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771（代表）